

3. 土地利用等

土地利用については、これまでの土地利用計画を踏まえつつ、新市における社会的、経済的、自然的条件に十分配慮しながら、適切な土地利用に取り組んでいきます。

将来都市像に整合した土地利用の推進

新市に特徴的な水辺環境、森林、里山などの豊かな自然環境の保護や、快適な環境を保全するとともに、公害等の発生を防止し、交通の利便性や周辺地域との調和など新市の立地条件を十分に踏まえつつ、新市の将来都市像と整合のとれた土地利用を推進します。

広域的な整合性のある土地利用の推進

現在の行政区画周辺での不整合解消をはじめ、全市規模での広域的な整合性を確保しつつ、土地利用を進めます。

現在は住宅、商業、工業などを用途地域として指定することにより、良好な都市形成が行われていることから、今後も現行制度を継続します。

また、用途指定のない地域においても、居住環境に支障を及ぼす建築物等を制限するための土地利用規制等により、田園地域と調和した良好な住宅地の形成を図ります。

土地利用の基本的な考え方を踏まえ、住宅、商業・業務、工業、農業、自然環境保全の各ゾーンに区分して土地利用を進めます。

4. 公共施設の統合整備

合併に伴い、地域において重複する公共施設については、新市の効率的かつ一体性ある地域運営の推進、及び住民福祉の向上等といった観点から、統合整備を図ります。

公共施設の統合整備にあたっては、地域の特性や公共施設の整備状況、住民の意向、地域全体としてのバランスなどについて十分に考慮し、健全な財政運営を維持しながら、住民の生活に急激な変化や大きな影響が生じないよう、逐次取り組んでいきます。

なお、新市の発足後には、効率的な行政を具現化するため、中枢行政機能を備えた新庁舎を建設することとします。これと同時に、旧庁舎等の有効利用や行政事務の電子化、情報ネットワークの整備などを進め、住民サービスの低下を招かないように十分配慮します。